

○厚生労働省告示第六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項（これらの規定を同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項（これらの規定を同法第七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

（健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第一条 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第
二百三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	区	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	区	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。
		規則第五十八号又は第二号に該当する者		規則第五十八号又は第二号に該当する者	
	分	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の第三号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ	額	額	
		一食につき五百十円		一食につき四百九十円	
		一食につき二百四十円		一食につき二百三十円	

、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が
	一食につき百九十円

、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下の者	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が
	一食につき百八十円

		九十日を超える者	
(略)		(略)	
規則第五十八条第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの		一食につき三百円	
二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。			
区		分	
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者		入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	
		一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額	
		基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	
		一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額	
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額	
(略)		(略)	
規則第六十	基準の入院時生活療養（	一日につき三百七十円と	
二条の第三	Ⅰ）を算定する保険医療	一食につき五百十円との	

		九十日を超える者	
(略)		(略)	
規則第五十八条第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの		一食につき二百八十円	
健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。			
区		分	
規則第六十二條の三各号に該当する者以外の者		額	
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者		一日につき三百七十円と一食につき四百九十円との合計額	
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者		一日につき三百七十円と一食につき四百五十円との合計額	
規則第六十二條の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの		一日につき三百七十円と一食につき二百三十円との合計額	
(略)		(略)	
規則第六十二條の三第Ⅰ）を算定する保険医療		一日につき三百七十円と一食につき四百九十円と	

（後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第二条 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	区分	区分	区分
	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者
規則第三十条 被保険者番号（昭和三十七年法律第八十号）第六十一条の二 （昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二 第一項に規定する被保険者番号をいう。） 氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並び に入院日数（健康保険法 施行規則（大正十五年内 務省令第三十六号）第五	次欄に掲げる者以外の者	次欄に掲げる者以外の者	次欄に掲げる者以外の者
	被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第六十一条の二 （昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二 第一項に規定する被保険者番号をいう。） 氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並び に入院日数（健康保険法 施行規則（大正十五年内 務省令第三十六号）第五	被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第六十一条の二 （昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二 第一項に規定する被保険者番号をいう。） 氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並び に入院日数（健康保険法 施行規則（大正十五年内 務省令第三十六号）第五	被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第六十一条の二 （昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二 第一項に規定する被保険者番号をいう。） 氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並び に入院日数（健康保険法 施行規則（大正十五年内 務省令第三十六号）第五
額		額	
一食につき五百十円		一食につき四百九十円	
一食につき二百四十円		一食につき二百三十円	
一食につき百九十円		一食につき百八十円	

十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二條の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六條の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第二十三條の三の五第一

十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二條の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六條の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）第二十三條の三の五第一

規則第四十	区	入院時食事療養費に係る	分	額	項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの
規則第四十	区	入院時食事療養費に係る	分	額	（略） （略） 規則第三十五条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの 一食につき三百円 二期 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

規則第四十	区	入院時食事療養費に係る	分	額	項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの
規則第四十	区	入院時食事療養費に係る	分	額	（略） （略） 規則第三十五条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの 一食につき二百八十円 二期 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

条各号に該当する者以外の者	食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
（略）	（略）	（略）
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき五百十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百七十円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号に該当する者	入院日数届出被保険者であって、入院日数届書を提出した月以前の十二月	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額
に該当する		合計額

附 則

（適用期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の適用の日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例による。